

松江市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正

松江市防災安全部原子力安全対策課

1. 地域防災計画の修正について

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害対策基本法等に基づき松江市地域防災計画を作成している。

今般、国の防災基本計画、原子力災害対策指針等の修正を踏まえ、地域防災計画を修正する。

2. 前回（H26.3）の主な修正点

原子力発電所の事故や、原子力災害の状況に応じて決定される、緊急事態区分及び原子力発電所の状態に基づく判断基準（EAL）、放射線の測定結果等に基づく防護措置実施基準（OIL）に応じた防護措置等の実施方法を明示。

3. 今回の主な修正点

(1) 島根地域原子力防災協議会¹への協力

- ① 地域原子力防災協議会が行う「緊急時対応」の確認への協力
- ② 「緊急時対応」に基づく訓練の実施、訓練結果からの反省点の抽出、緊急時対応の改善を図るなど継続的な防災体制の充実を実施

(2) 原子力災害時の医療体制の整備

- ① 従来の「緊急被ばく医療」から「原子力災害医療²」への見直し

(3) 国の原子力防災体制の見直し

- ① 初動対応から原子力規制委員会と内閣府が相互に連携し、緊急時対応に関する総合調整等を合同で行うよう変更。

※警戒事態…原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置

※施設敷地緊急事態

…原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置

(4) その他

- ① 防災基本計画及び原子力災害対策指針において、防護措置の判断には拡散予測計算結果は活用しないこととされたことから削除
- ② 各種字句修正（スクリーニング→避難退域時検査 等）

¹ 島根地域原子力防災協議会…避難計画等の具体化・充実化に係る支援を行うため、国が設置するもの。本協議会においては、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。また、地域における緊急時対応に関する計画が具体的かつ合理的なものであることを確認する。

² 原子力災害医療…原子力災害時における医療対応は、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要であることに鑑み、通常の緊急医療、災害医療に加えて被ばく医療を含む医療の考え方。